

愛川町火災予防条例の一部改正にあたり、パブリック・コメント手続を実施しなかった理由について

【理由】

愛川町火災予防条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」であり、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。

今回の改正は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）に規定する急速充電設備については、全出力の上限が50kW以下を規制の対象としていましたが、全出力50kWを超える急速充電設備の需要が増加しており、普及がさらに加速することが予想されることから、当該設備に係る全出力を200kWまで拡大するとともに、あわせて火災予防上必要な措置を定めるため、改正が行われたことに伴い、町火災予防条例に規定される対象火気設備等の、当該設備に係る位置、構造及び管理に関する基準を改めるものです。

したがって愛川町自治基本条例第19条第2項第3号（法令の制定又は改廃に伴うもの）に該当するため、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段の規定により実施しなかった理由を公表するものです。